

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第122号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市京北運動公園について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じるために、次のとおり京都市京北運動公園条例を改正することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第112号

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例

京都市京北運動公園条例の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「及びテニスコートの使用」を「、テニスコート及び構内地の利用」に、「別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 野球場兼運動場及びテニスコートに係る利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 構内地に係る利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条第4項中「又は第2項」を削り、「使用したときは」を「利用したときは、指定管理者に対し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、

同条を第6条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 運動公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 運動公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第5項を附則第2項とする。

別表第1中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第7条関係」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市京北運動公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市京北運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったもの

であつて、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行つたものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

(文化市民局市民スポーツ振興室)